

平成27年度 第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時：平成27年10月14日（水）10：00～11：30

2 場所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

坂本 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

森 雅彦 教育次長、磯野 和美 学校教育部長、渡邊 博典 学事課長、伊藤 剛 教職員課長、
大野 治充 県費移譲課長、伊藤 裕志 指導課長、中村 宏 保健体育課長、
池田 亘宏 教育センター所長、植草 伸之 養護教育センター所長

(3) 事務局

福本 順 指導課教育支援担当課長、大西 徹 指導課主任指導主事、
芳野 英博 指導課指導主事

4 議題

(1) 「千葉市いじめ防止基本方針」（案）について

(2) 千葉市のいじめ防止等に関する取組について

(3) 千葉市のいじめの状況について <非公開>

(4) その他

5 議題の概要

(1) 「千葉市いじめ防止基本方針」（案）について

事務局から説明があり、協議した。

(2) 千葉市のいじめ防止等に関する取組について

事務局から説明があり、協議した。

(3) 千葉市のいじめの状況について

事務局から説明があり、協議した。

6 議題の概要

○開会

○教育次長挨拶

本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

学校は、10月9日（金）から13日（火）までの秋季休業が終わり、本日から後期が始まりました。前期は、重大事態に発展した事案の報告は、ありませんでしたが、後期も「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめへの対応」の三つの柱を中心に、いじめ問題に対応して参ります。

さて、「千葉市いじめ防止基本方針」（案）について、前回7月1日に開催された第1回の本委員会では、市長部局、千葉市立学校から出された意見を受けた修正案を審議していただきまして、感謝申し上げます。

昨年度から委員の皆様にご審議していただいていた「千葉市いじめ防止基本方針」（案）は、幅広く市民から意見をいただき、理解を得ることが望ましいと判断し、今後、パブリックコメントを実施いたします。

この後、事務局より説明があるかと思いますが、パブリックコメントを受けて、来年2月3日の第3回の本委員会にて、市民からの意見を考慮した「千葉市いじめ防止基本方針」(案)の審議を再度お願いし、3月には公表したいと考えております。

本日は、専門的知見からいじめの防止等のための有効な対策について審議していただき、本対策調査委員会から問題の解決や防止対応等に関するご示唆をいただければ幸いです。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変ご多用なことと存じますが、本市のいじめの問題への取組の一層の強化が図られるよう、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

(事務局 福本指導課教育支援担当課長) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、保坂委員長よろしく願いいたします。

(保坂委員長) それでは、会次第によりまして議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、

- (1) 「千葉市いじめ防止基本方針」(案) について
- (2) 千葉市のいじめ防止等に関する取組について
- (3) 千葉市のいじめの状況等について です。

議事に入る前に、議題(3)の「千葉市のいじめの状況等について」の会議非公開について、事務局より説明をお願いします。

(事務局 大西主任指導主事) それでは、議題(3)の「千葉市のいじめの状況等について」の会議非公開についてです。

文部科学省は、毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施しております。主な調査内容は、「暴力行為の状況」「いじめの状況」「不登校の状況」「自殺の状況」となっております。その中で、平成26年度の「いじめの調査結果」については、10月下旬に公表予定となっており、実施要項には結果の公表について、「都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる」と示されております。

また、この調査は、統計法に基づく一般統計調査の結果であることから、審議内容に、千葉市情報公開条例第7条第6号に該当する情報(事務事業執行情報)を含んでいるため、議題(3)の「千葉市のいじめの状況等について」は、非公開とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(保坂委員長) 只今、事務局より、議題(3)の「千葉市のいじめの状況等について」の会議非公開について説明がありましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〈承認〉

委員の承認を得ましたので、議題(3)「千葉市のいじめの状況等について」は、非公開とさせていただきます。また、議事録も非公開として扱います。

それでは、議事に入ります。まず、議題1「千葉市いじめ防止基本方針」(案)についてです。事務局より説明をお願いします。

議題1「千葉市いじめ防止基本方針」(案) について

(大西主任指導主事) それでは、まず「千葉市いじめ防止基本方針」(案)作成までの経緯を再度確認し、今後のスケジュールを説明いたします。資料1の3頁をお開けください。

「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行され、まず、各学校は、策定の義務となっている法第13条の「学校いじめ防止基本方針」を、教育委員会が作成した「いじめ対応マニュアル」や「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」等の委員会説明を受けて、昨年度策定しました。今年度は、「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ防止指導計画」の見直し・修正したものを各学校のホームページで公表されております。

4頁をお開けください。一方、努力義務である法第12条の「地方いじめ防止基本方針」については、文部科学大臣が定める「いじめ防止等のための基本的な方針」を参酌するとともに、本市の実情を踏まえて、昨年度より「市基本方針」の策定の準備を進めてまいりました。

具体的には、平成27年の1月と6月に実施した市長部局への意見照会や6月に実施した千葉市立学校への意見照会でも出された意見について、本委員の皆様にご審議していただきまして、7月に「千葉市いじめ防止基本方針」(案)を作成することができました。

その後、9月16日に、教育委員の皆様にご示し、「千葉市いじめ防止基本方針」(案)をいただき、ご意見をいただきました。その際、内容に関しての修正のご意見はございませんでしたが、一部修正いたしました。

12頁をお開けください。(2)市及び市教育委員会が取り組む主な施策の「ア いじめの未然防止」についてのところです。当初は(ア)～(コ)まで内容を示しましたが、「啓発活動」、「研修」、「教育活動」、「相談体制」とグループ分けした点であります。

また、(ア)啓発活動のaで、毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」としておりましたが、4月に行う意味付けが必要であるというご意見から、「年度初めは、クラス替えが行われるなど、子供同士の人間関係が変化することで、ストレスが高まったり、情緒が不安定になったりするなど、いじめや問題行動等が発生しやすい時期であるため、毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、学校と連携の上、いじめの防止等の啓発活動に取り組む。」としました。それ以外の修正はございませんでした。

先程、教育次長からお話がありましたように、「千葉市いじめ防止基本方針」(案)は、広く市民から意見を求め、市民の理解を得る必要がある判断し、パブリックコメントを行います。

それでは、公表までのスケジュールをご説明いたします。5頁をお開けください。10月には、市長部局と「千葉市いじめ防止基本方針」(案)について調整しながら、同時に市民自治推進課とパブリックコメントの手続を行います。

その後、来年の1月までの間に、パブリックコメントを行い、市民から意見を求めます。委員の皆様には、市民からの意見とその意見を反映した修正案を2月3日の第3回本対策調査委員会にて、修正案についての最終審議を行っていただきます。

最終審議を経た「千葉市いじめ防止基本方針」(案)を、2月17日に教育委員の皆様にご示すとともに、市長部局との調整を経て、3月16日の教育委員会会議にて、「千葉市いじめ防止基本方針」(案)の決議を行う予定です。今年度末には「千葉市いじめ防止基本方針」を公表したいと考えております。

また、「千葉市いじめ防止基本方針」概要版を今月中に作成し、委員の皆様にも示した上で、パブリックコメントにて公表したいと考えております。説明は以上です。

(保坂委員長)何か、意見等がありますか。

(保坂委員長)当初はパブリックコメントを取らないとしていたが、パブリックコメントを取ることにしたということです。これは広い意見を集めること自体に反対はないのでよいと思います。意見をどうやって反映するかということについては、事務局で修正案を作成し、2月3日の第3回対策調査委員会に提出していただき、最終審議を行うことになります。

つづきまして、議題(2)「本市のいじめ防止等に関する取組」について、事務局より説明をお願いします。

(大西主任指導主事)26頁の資料3をお開けください。平成27年度の「本市のいじめ防止等に関する取組」について、ご説明いたします。

まず、啓発、研修についてです。毎年「千葉市生徒指導の課題と方策」を作成しております。文科省が実施している問題行動調査の結果を基にした本市の現状、生徒指導の意義や課題、指導体制及び個々の問題に対する具体的な取組など多面的な構成で編集し、校内外の研修に役立つ

てております。

また、「いじめ対応マニュアル」と「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を作成し、市のホームページと市教育センターのCabinet イントラ版で、配信しております。

次に、千葉大学保坂教授を委員長とした3の「千葉市生徒指導調査研究委員会」についてです。本調査研究委員会では、毎年、本市の喫緊の課題をテーマとした報告書を作成しております。26頁にもありますように、平成25年度は「いじめ対応マニュアル」、平成26年度は、ネット関連のいじめやスマートフォンのライン等のトラブルが近年多いことから「知っていますか？ ネットトラブル対応方法」の報告書を作成し、校内の研修で活用していただいております。なお、今年度は、仮称ですが「不登校傾向にある子どもと家庭をどう支えるか」をテーマとしております。

キャリア教育に関連して、4の保護者啓発資料「子供と共に考える進路」や5の工業高校についての資料を配信しております。また、6に示したように、いじめや不登校等の生徒指導に関連した研修会を開催しております。

次に、各種事業等についてです。27頁をお開きください。

まず、いじめ対策等総合推進事業です。大きく分けて、3つあります。

(1) スクールカウンセラーの配置拡充です。

本市では、平成17年度より、市内全中学校にスクールカウンセラー（SC）を配置しています。本年度も全中学校55校と統合小学校1校（幸町小：幸町1小と2小）にSCを配置しました。また、拠点校方式で小学校6校に配置し、それぞれ2校の巡回校に派遣して、小学校18校の合計19校への相談体制の充実を図っております。

また、相談内容の複雑化により、相談そのものが継続化、長期化していることから、19年度から、困難事例への対応に苦慮しているSCに適切な支援を行うスーパーバイザー（SV）を2行政区に1名の割合で3名配置しています。内1名は、21年度から指導課配置とし、困難事例への対応、若手のSCの資質・力量等を向上させるための支援や緊急事態等が発生した場合の学校支援を行うなど体制強化を図っています。次年度は、SVの1名増員（指導課専属）を目指しております。

(2) スクールソーシャルワーカーの配置拡充です。

千葉市スクールソーシャルワーカー（SSW）を、昨年度より2名増員し、指導課2名、教育センター1名、養護教育センター1名の4名を本年度より配置してまいります。教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれている様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置することで教育相談体制の充実を図っています。

(3) いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業についてです。

まず、第三者的立場からいじめ問題等を調整・解決する取組です。本対策調査員会を設置し、いじめ防止等のための対策を講じるとともに、重大事態に対して第三者的立場から調査・審議し、教育委員会に答申します。

次に、幅広い外部専門家を活用して学校を支援する取組です。「学校問題解決推進チーム」を組織し、学校からの相談、要請に応じ、解決困難ないじめ等の問題に対して外部専門家の見識を生かして解決を図っています。

学校問題解決推進検討会議を年5回開催するとともに、元警察官、臨床心理士、精神科医、弁護士による相談や学校訪問を実施しております。

上記の事業を行っている政令指定都市は、全20政令指定都市中11市で、千葉市、さいたま市、横浜市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市です。

28頁をお開きください。2の「明るい学校づくり推進週間」についてです。本市では、学校における不登校やいじめを解消し、児童生徒が明るく伸び伸びと学校生活を送れるように

するとともに、学校の活性化を図る意味から設定しています。明るく楽しい学校や学級づくりを実現するには、相手を思いやる心、認め合う心、信頼し合う気持ちが大切であり、「明るい学校づくり推進週間」を設定することにより、楽しい学校づくり、楽しい学級づくりのための意欲を高め、自ら進んで実践する態度を育てることを趣旨としています。本年度は、平成27年9月1日（火）～平成27年12月4日（金）までのうちの1週間です。

いじめの未然防止は、特別活動や体験活動など、学校教育活動全般を通して、児童生徒のいじめを生まない人間関係づくりや集団適応力の向上を図る必要があります。そのような観点から、3のキャリア教育の推進について、本市で行っている取組を示しました。

次に、教育相談体制についてです。

先程説明いたしましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談体制の充実を図るとともに、指導課教育相談員が、小・中学校各20校を訪問し、いじめを含む不登校の原因究明と未然防止や解消について、教育相談を実施しております。また、29頁にあります教育相談ダイヤル24をはじめ、本市の相談窓口を記載した「いじめなど相談案内のためのホットカード」を千葉市立学校に在籍する児童・生徒への配布と市教育委員会ホームページにて、周知しております。

最後に、関係機関との連携としては、年間11回開催している「生徒指導特別対策委員会」と年間3回開催している「千葉市いじめ問題対策連絡会」があります。

本市のいじめ防止等に関する取組についての説明は以上です。

(保坂委員長) 何か意見はありますか。

(保坂委員長) 千葉市のいじめ防止に関する取組として資料のP26やP28にキャリア教育の推進のことが示されております。キャリア教育はすべての教育活動に関連するのでこのように示されているのだと思いますが、P13のいじめの未然防止の（ウ）教育活動としては道徳、キャリア教育、特別支援教育と並んでいるので、キャリア教育だけが対策として記載があるのは何か意図はあるのでしょうか。

(大西主任指導主事) 道徳活動、キャリア教育、特別活動を含め、教育活動全般を通して、いじめの未然防止のために現在行っている事業等を説明させていただきました。

(保坂委員長) キャリア教育だけでなく、道徳や特別支援教育を含め、取組としていろいろなことを実施していることを示せば整合性がつくと思います。

(保坂委員長) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの勤務時間はどれくらいなのでしょう。

(福本指導課教育支援担当課長) スクールカウンセラーにつきましては、週8時間、4時間を2日を原則としております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、4時間を4日間で16時間になります。

(保坂委員長) 人員が増えたという報告になってはいますが、実質的に時間数はどうなっているのかも説明に付け加えていただくと、どれくらいそれぞれの方が学校にいらっしゃるのかがイメージできます。またその形のままの配置でよいのか、つまり人を増やすより1の方が学校にいる時間を増やすということ等についても検討の余地があると思うのですがいかがでしょうか。

(福本指導課教育支援担当課長) スクールカウンセラーの配置等については、現場の状況を確認しながら配置していかないと効果が上がらないと思います。中学校については全校に配置しているので、継続して充実させていきたいと思います。小学校については拠点校方式及び巡回方式で18校、それ以外の学校については中学校区のスクールカウンセラーが対応しているので、配置校

や巡回方式の在り方の効果を確認しながら、次年度の配置に生かしていきたいと思います。

スクールソーシャルワーカーについては、今年度4名に増員しました。相談件数は増えております。学校のニーズが高まっているので、スクールソーシャルワーカーの配置を含め、将来的には増員についても検討していきたいと思います。

(保坂委員長) 指導課教育相談員が、不登校が多い学校を対象として毎年、小・中学校各20校を訪問しているという報告がありましたが、スクールカウンセラーについてもスクールソーシャルワーカーについても量的拡大の時代から質的拡大の時代に入ると考えます。重点的な学校に日数を増やすとか、生徒数に関係なく全校配置というのはどうかということで質問させていただきました。

(福本指導課教育支援担当課長) 大規模校3校には時間数を増やすことをしておりますが、それだけでは対応できないので、ご意見を参考にしながら今後検討していきたいと思います。

(永嶋委員) スクールソーシャルワーカーの方は、具体的にどのようなことをしているのでしょうか。

(福本指導課教育支援担当課長) 家庭の環境を改善するために関係者と連携して話し合いをしておりますが、その話し合いの中心となってコーディネートするのがスクールソーシャルワーカーの役目です。

(永嶋委員) 職種としてどのような職種の方なのでしょうか。

(福本指導課教育支援担当課長) 精神保健福祉士とか社会福祉士等の資格を持った方に就いていただいております。

(永嶋委員) スクールカウンセラーの他にスクールソーシャルワーカーを加える必要性がよくわかりました。関係者の調整が難しいところだと思いますので問題が複雑化するにつれ、要望が高まると思います。

(星委員) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの数を増やすことはとても大事なことであり、その方々のレベルアップも大切なことだと思います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをどう効果的に活用するのか、学校のためにどのように役立てていくのか、学校の管理職の方にこういった人材を活用する力量を高めていただきたいと思います。

(福本指導課教育支援担当課長)

スクールカウンセラーについては、その活動がだいぶ定着してきているとみております。学校においても事案が発生した場合には、すぐスクールカウンセラーに相談する体制ができてきております。スクールソーシャルワーカーにつきましても学校も活用されていないところもありますので、管理職研修等でさらに各学校に周知していきたいと思います。

(保坂委員長) ほかに質問はありますか。ないようですので、続きまして、議題3「千葉市のいじめの状況等について」に入りますが、ここからは、非公開となります

<非公開>

(保坂委員長) その他 委員の皆様から何か意見等ございますか。→ 特になし。

以上で協議を終わります。ありがとうございました。

(福本指導課教育支援担当課長) 長時間にわたり、貴重なご協議ありがとうございました。

それでは、連絡と今後の予定について確認させていただきます。

・今後の予定ですが、次回は、平成28年2月3日(水)午前10時開会です。委員の皆様は、9時30分には、お集まりいただければと考えております。場所は、本日と同じ、千葉ポートサイドタワー12階第1会議室で行う予定です。委員会開催日が近づきましたら、委員の皆様にはご案内を送付いたします。

以上もちまして、第2回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。